# 無人航空機のリモートID特定区域届出書 (区分:新規)

大阪航空局長 殿 2024年10月02日

下記の区域に対して、リモートID の搭載の例外措置を目的とし、航空法施行規則第 236 条の 6 第 2 項第 1 号によるリモート ID 特定区域(以下「特定区域」という。)とするため、関係書類を添えて届出します。

届出番号	JUA02403069-1	届出日	2024年10月04日

	1	1					
リモートID 特定区域代 表者 の情報	氏名	森尾 智一					
	フリガナ	モリオ トモカズ					
	住所	奈良県葛城市	疋田38				
	法人・団体の場合	名称	_				
		フリガナ	_				
		部署名	_				
		本店所在地	_				
	電話番号		08038376438				
	メールアドレス		sailplan@m4.kcn.ne.jp				
特定区域及び高度情報	特定区域の 所在地	所在地①	京都府京都市伏見区				
		所在地②	_				
		所在地③	_				
	特定区域とすの緯度・経度	る場所の端点 (緯度/ 経	東端	34.919174 / 135.757949	西端	34.920388 / 135.750976	
	度)		南端	34.916394 / 135.750782	北端	34.921778 / 135.754280	
	飛行する高度の上限		420m				
	飛行の期間		2024年10月20日07時00分~2025年06月24日17時00分				
	法第132 条第 それらの複数	[2 項第2 号の評 を必要とする評	- F可、法第132 条の2 第2 項第2 号の承認もしくは F可等の取得状況の確認			取得済又は申請中	
変更前の届出	番号(変更届出	_					
						!	

号 JUA02403069-1 届出日 2024年10月04日
---------------------------------

リモートID 特定区域の 機体情報	JU5249F34274
リ特ででは、 サービスを サービス リードで リードで は で は で で き で き で り き で り き の り り り り り り り り り り り り り り り り り	特定区域からの逸脱を常に監視し、操縦者へ必要な助言を行う補助者を配置すること。 無届の無人航空機が飛来した際に操縦者へ飛行中止等の指示を行うこと。
	操縦者の目視範囲内において特定区域を明示するために、以下のいずれかの措置を講じること。 (1)特定区域の外縁を塀、柵、縁石、土地上の境界線の表示により明示する。 (2)操縦者が視認できる範囲内に特定区域の外縁を明示するための標識を設置する。 (3)特定区域における土地上の理由により、外縁措置を講じるための物理的な標識等の設置が困難な場合は、求めに応じて空域の範囲を明示した届出書の写しの提示する。

届出番号 JUA02403069-1 届出日 2024年10月04日

### リモートID 特定区域代表者の情報

氏名: 本紙参照フリガナ: 本紙参照

住所 : 本紙参照

#### 法人・団体の場合

企業・団体名 : 本紙参照

フリガナ : 本紙参照

部署名 : 本紙参照

本店所在地 : 本紙参照

メールアドレス : 本紙参照

#### 特定区域及び高度情報

所在地① : 本紙参照所在地② : 本紙参照所在地③ : 本紙参照

リモートID 特定区域の機体情報

## 本紙参照

リモートID 特定区域にて安全措置を講じることの申告

リモートID 特定区域にて安全措置を講じることの申告1 : 本紙参照

リモートID 特定区域にて安全措置を講じることの申告2 : 本紙参照

リモートID 特定区域にて安全措置を講じることの申告3 : 本紙参照

リモートID 特定区域にて安全措置を講じることの申告4 : 本紙参照

リモートID 特定区域にて安全措置を講じることの申告5 : 本紙参照